

小児慢性特定疾病医療費支給制度について

「児童福祉法の一部を改正する法律」が平成27年1月1日から施行となり、新たな小児慢性特定疾病医療費支給制度が実施されました。

<対象疾病>

以下の16疾患群（788疾病）となります。

| | | |
|----------------------|-----------|------------|
| 1 悪性新生物 | 2 慢性腎疾患 | 3 慢性呼吸器疾患 |
| 4 慢性心疾患 | 5 内分泌疾患 | 6 膠原病 |
| 7 糖尿病 | 8 先天性代謝異常 | 9 血液疾患 |
| 10 免疫疾患 | 11 神経・筋疾患 | 12 慢性消化器疾患 |
| 13 染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群 | 14 皮膚疾患 | 15 骨系統疾患 |
| 16 脈管系疾患 | | |

※各疾病ごとに、厚生労働省の定める認定基準があります。

<対象者>

新規に申請できるのは18歳未満までですが、継続認定となった場合、20歳未満まで給付の対象になります。

<給付内容>

- ・対象医療における自己負担割合は**2割**です。
ただし、「世帯」の所得等に応じて、月額自己負担額に上限が設けられています。
- ・入院・外来および医療機関・薬局・訪問看護の区別なく自己負担限度額まで自己負担をしていただき、自己負担限度額を超えた医療費については公費負担となります。
※高崎市内の中学生以下の方については、小児慢性として支払うべき自己負担額は福祉医療費の対象となり、実際の窓口での医療費負担はありません。
※月々の自己負担額を管理するため上限額管理票を交付しますので、受給者証と一緒に医療機関に提示してください。
- ・医療給付を受けられるのは、原則として申請をした指定小児慢性特定疾病医療機関（病院、薬局、訪問看護）における医療に限ります。

<自己負担限度額>

- ・「世帯」の市町村民税（所得割）額により、自己負担限度額の階層を決定します。
～世帯の範囲～
小児慢性特定疾病医療による世帯とは、同じ医療保険に加入している方を「世帯」としています。
異なる医療保険に加入している家族は、住民票上同一の世帯であっても、また、税制上は扶養親族としている場合であっても、別の世帯として扱います。
- ・各階層の自己負担限度額については、裏面をご覧ください。

【各階層における自己負担上限額】（月額）

（単位：円）

| 階層区分 | 階層区分の基準及び、年収の目安 (年収の目安は、夫婦2人子1人世帯) | | 自己負担上限額（患者負担：2割、外来+入院） | | |
|--------|--|---------------|------------------------|-----------|-----------|
| | | | 一般 | 重症 (※) | 人工呼吸器等装着者 |
| I | 生活保護等 | | 0 | | |
| II | 市町村民税 非課税 | 低所得Ⅰ（～約80万円） | 1,250 | | 500 |
| III | | 低所得Ⅱ（約80万円超～） | 2,500 | | |
| IV | 一般所得Ⅰ 市民税（所得割額）課税～7.1万円未満、～約430万円 | 5,000 | 2,500 | | |
| V | 一般所得Ⅱ 市民税（所得割額）7.1万円～25.1万円未満、～約850万円 | 10,000 | 5,000 | | |
| VI | 上位所得 市民税（所得割額）25.1万円以上、約850万円～ | 15,000 | 10,000 | | |
| 入院時の食費 | | | 1/2自己負担 | | |

※ 重症：①高額な医療が長期的に継続する者（医療費総額が5万円）／月（例えば医療保険2割負担の場合、医療費の自己負担が1万円／月を越える月が年間6回以上ある場合）、②現行の重症患者基準に適合する者のいずれかに該当する場合。

＜指定医療機関について＞

- ・小児慢性特定疾病医療を受給できる医療機関（病院、薬局、訪問看護）は、住所地の実施主体（県、政令市、中核市）の指定を受けた指定小児慢性特定疾病医療機関に限ります。
指定状況については、各実施主体のホームページにて公表します。
⇒高崎市内の医療機関の指定状況については、高崎市のホームページにてご確認ください。

＜指定医について＞

- ・申請時に提出いただく医療意見書（医師の診断書）は、各実施主体の指定を受けた医師（指定医）によって作成されたものである必要があります。指定医の指定状況は勤務する病院の所在地を管轄する実施主体のホームページにて公表します。

＜研究利用における同意について＞

小児慢性特定疾病の患者に対する良質かつ適切な医療支援の実施を目指し、当該疾病の程度が一定以上である者の保護者に対し、申請に基づき、医療に要する費用（小児慢性特定疾病医療費）を支給しています。この制度の利用を申請していただく際に提出していただく「医療意見書」は、この事業の対象となるか否かの審査に用いられると同時に、データベース化して本事業の利用者数の把握等を行い、研究を推進することとしています。

小児慢性特定疾病の児童等の健全育成に資する調査及び研究を推進するための基礎資料として、医療意見書のデータを研究へ利用させていただきたく同意をお願いしています。

なお、同意については任意であり、同意されない場合についても医療費支給の可否に影響を及ぼすものではありません。

○個人情報保護について：

患者さんの氏名や住所といった個人情報は高崎市が管理し、研究には利用しません。研究では、受給者番号等によって患者さんの経過（どのような治療を受けて、どうなったか等）を把握することはありますが、患者さんを特定できないように匿名化しています。研究の成果は公表しますが、その際個人が特定されることはありません。

データベースは、個人情報保護に十分に配慮して構築しています。

○研究利用等についての問合せ先：

ポータルサイト「小児慢性特定疾病情報センター」(<http://shouman.jp>)に研究利用等についての情報を掲載しておりますのでご覧ください。ご不明な点は高崎市保健所または以下にお問合せください。

- ・独立行政法人国立成育医療研究センター小児慢性特定疾病情報センター

Tel: 03-3416-0181（代表）